仙台市土木工事における週休２日確保推進要領

（令和6年10月9日　都市整備局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要領は、仙台市が施行する土木工事において、受注者の週休２日確保を推進するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　週休２日とは、技術者及び技能労働者が、現場閉所または交替制により４週８休以上の休日を取得することをいう。

（２）　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（３）　交替制とは、現場閉所を行うことが困難な場合等に、技術者及び技能労働者が交替しながら、休日を取得することをいう。

（対象工事）

第３条　仙台市が発注する全ての工事を本要領の対象とする。

（実施方法）

第４条　発注者は、特記仕様書に週休２日の確保について明示するものとする。

２　発注者は、別紙に基づき工期設定を行うものとする。

３　受注者は、施工計画書において具体な休日の取得計画を添付し、発注者へ提出するものとする。発注者は、この計画等を基に、週休２日の取り組み状況を確認する。

４　受注者は、主体的かつ積極的に週休２日の確保に取り組むこととする。なお、同一工事で現場閉所と交替制を併用することも可能である。

５　発注者は、当初予期できない事態が生じた場合等に、受注者の週休２日確保の取り組みに支障を生じさせることのないよう、工期延期等の適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第５条　この要領の実施に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附　則（令和６年10月9日）

１　この要領は、令和６年10月11日から実施する。

２　この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

（仙台市土木工事週休２日モデル工事実施要領の廃止）

３　仙台市土木工事週休２日モデル工事実施要領（令和２年７月 20 日仙台市設計基準策定委員会策

定）は、廃止する。

（経過措置）

4　現に廃止前の土木工事週休２日モデル工事実施要領の規定により週休２日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附　則（令和７年10月６日改正）

1　この改正は、令和７年10月６日から実施する。

2　この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

附　則（令和８年10月８日改正）

1　この改正は、令和８年10月８日から実施する。

2　この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

別紙

工期設定の考え方

以下により適切な工期設定を行うこと。

１．準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の組立及び輸送等に応じて設定することとする。

ただし、工事内容を基に工期設定をする性質のものでない通年維持工事等については、この限りでない。

以下に記載がない工種区分については、最低３０日を最低限必要な日数として、工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	４０日	舗装工事（修繕）	６０日
河川・道路構造物工事	４０日	共同溝工事	８０日
海岸工事	４０日	トンネル工事	８０日
道路改良工事	４０日	砂防・地すべり等工事	３０日
鋼橋架設工事	９０日	道路維持工事	５０日
ＰＣ橋工事	７０日	河川維持工事	３０日
橋梁保全工事	６０日	電線共同溝工事	９０日
舗装工事（新設）	５０日	下水道工事	４０日

２．施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ数は基本１パーティで設定することとし、施工箇所が点在する工事においても、箇所ごとの施工体制ではなく、１パーティによる施工を前提とした工期設定とする。ただし、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

３．雨休率

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）及び天候等による作業不能日（降雨・降雪及びWBGT値が31以上の時間(日換算)）の年間の発生率（雨休率）については、要領第５条の通知によるものとし、雨休率を見込んだ不稼働日数を算出する。

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法　不稼働日数 ＝ 施工に必要な実日数×雨休率

４．　その他の不稼働日

休日及び天候等による作業不能日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

① 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

② 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

③ その他

上記①、②以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

５．後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、２０日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

※「直轄土木工事における適切な工期設定指針」（令和8年3月 国土交通省 大臣官房 技術調査課）を参考に作成